

令和7年度

脱炭素社会実現に向けた移行計画策定支援実践プログラム
(地域金融機関向け)

公募要領

令和7年5月

移行計画策定支援実践プログラム運営事務局

1. 本プログラムの目的について

パリ協定採択以降、脱炭素化社会実現に向けた気候変動への取組は世界規模で急速に拡大しています。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)では、2021 年公表の「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施」において移行計画の概念を打ち出し、その中の「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」において移行計画の開示に関するガイダンスを提供しています。また、IFRS S2号(気候関連開示)にほぼ同様の移行計画の定義が盛り込まれています。こうした中、IFRS 財団は 2024 年6月に英国 Transition Plan Taskforce(TPT)が発表した「TPT 開示フレーム」及びその実施手順を解説した「TPT 移行計画サイクル」等に関する責務を引き継ぐことを発表し、移行計画に関する開示要素が体系化されはじめています。さらに、日本国内においても、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)がサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ 基準」という。)を公表し、プライム市場に上場する時価総額3兆円以上の企業から段階的に適用を開始すること等が、金融庁において検討されています。このように、SSBJ 基準において、IFRS S2号とほぼ同様の移行計画の開示が要求されており、グローバル企業だけでなく国内を拠点とする企業にも、移行計画の策定・開示の重要性が広く認識されるようになってきました。

他方、国内金融機関においては、温室効果ガス(GHG)排出量の算定やリスク・機会の分析といった対応が浸透してきている中で、自社の戦略と整合した形で、GHG 排出量の削減やリスク・機会への対応を盛り込んだ移行計画の策定を行う金融機関は一部に留まっています。加えて、中小企業を主な取引先とする地域金融機関においては、自ら気候変動対策に取り組むだけでなく、取引先へのエンゲージメントを通じて、地域の脱炭素化を推進していくことが求められますが、大手企業と比較すると中小企業における意識醸成・対応は限定的であること、また推進する地域金融機関も専門人材や知識・ノウハウが不足していること等により、移行計画やそれに伴う戦略的な取組を十分に検討ができている地域金融機関は限られています。

本プログラムでは、かかる背景のもと、地域社会全体の脱炭素化、有価証券報告書での法定開示や統合報告書等での任意開示の促進に向けて、移行計画の策定を行うことを目的とし、脱炭素化社会実現に向けた移行計画の策定を行う地域金融機関の参考となるモデル的な事例創出を支援します。

なお、本プログラムに関する事務運営は、環境省から委託を受けたEY新日本有限責任監査法人(以下「EY」という。)が実施します。

2. プログラムの内容について

本プログラムは、脱炭素化に関して金融機関に期待される所要の対応を適切に進める上で、「本プログラムで支援する地域金融機関（以下「支援対象機関」という。）」がファイナンス・エミッション（以下「FE」という。）の分析等を通じた移行計画の策定を実施することを目指すプログラムです。

（１）本プログラムの目的及び採択にあたり地域金融機関に対して期待すること

本プログラムは、地域の脱炭素化を見据えた移行計画の策定及び移行計画の開示を促進することを目的とします(*)。そのため、採択された金融機関によっては将来的な法定開示として、SSBJ 基準対応を見越した検討を行います（法定開示対象とならない見込みの金融機関であっても、有価証券報告書や統合報告書等に SSBJ 基準に基づいた開示を任意で行うことも可能です）。

当該目的に鑑み、本プログラムで金融機関を採択するにあたっては、以下が満たされていることを期待いたします。なお、満たすべき応募要件については、「3(2) 応募要件」をご確認ください。

<採択にあたり地域金融機関に対して期待すること>

- ① 投融資先を含めた脱炭素化や地域における脱炭素化に取り組む意思があること
- ② 本プログラム開始までに Scope3 のカテゴリ 15 の FE を算定していること
- ③ ネットゼロ目標を含む移行計画の策定と推進に意欲があること
- ④ 取組内容に関する情報開示が可能であること(*)
- ⑤ 国内の金融機関への波及効果が期待できること

(*)本プログラムで検討した内容について開示を必ず行っていただくことを応募要件としては求めておりませんが、本プログラムの趣旨に鑑み、事業終了後には積極的な開示をご検討いただけますと幸いです。

（２）プログラムの構成

本プログラムでは、下表のとおり、支援対象機関への事前説明会、支援対象機関との5回程度の支援面談、支援面談を通じて策定する移行計画の検討状況の共有・意見交換を目的とした中間報告会（1回）、ならびに移行計画の検討・策定結果につ

いての共有・意見交換を目的とした成果報告会(1回)を行います。同プロセスにおいて、支援対象機関には支援に必要とされる情報の提供・資料の作成をしていただきます。支援面談は支援対象機関ごとの個別開催とし、事前説明会、中間報告会、成果報告会については合同開催とします。本プログラムを通じて得られた成果及び事例、ならびに付随的な調査により得られた知見は、国内の他の金融機関が移行計画策定のモデルケースとして参考とすることを想定し、「地域金融機関向け移行計画策定ガイドンス・事例集(仮称)」として取りまとめ、環境省 HP にて公表する予定です。

なお、オンラインで実施するプログラムは、オンライン会議ツール(Microsoft Teams)を EY にて設定のうえ使用する予定です。ただし、支援対象機関で日常的に使用しているオンライン会議ツールがある場合は、そのツールを利用することも可能です(その場合、支援対象機関にてオンライン会議ツールのセットアップをお願いいたします)。

開催方法	プログラム概要	内容
合同開催	事前説明会 及び勉強会	・ オンライン開催、1時間程度を想定 ・ 本プログラムの概要と実施プロセスに関して説明予定 ・ プログラムのゴールの確認、各面談の議題の提示、第1回支援面談に向けた事前準備事項の説明、必要なデータ・資料の依頼を実施予定 ・ 昨今の移行計画の動向や気候変動・自然資本・循環経済の三者の関連性についての勉強会を合わせて実施予定(勉強会のテーマは変更となる可能性があります)
支援対象 機関ごとに 実施	支援面談 (全5回程度)	・ 初回は原則対面(支援対象機関で会議室を用意いただくことを想定)開催、その後はオンライン開催を想定。各回 90 分程度を想定 ※対面又はオンラインでの開催については、支援対象機関の要望等を踏まえて調整可
合同開催	中間報告会	・ 原則オンライン開催、2時間程度を想定 ・ 支援面談を通じて得られた知見の共有、及び実作業に伴い生じた課題をテーマとしたディスカッション・意見交換を実施予定
	成果報告会	・ 東京都内会議室での対面とオンラインのハイブリッド開催、2時間程度を想定 ※対面又はオンラインでの参加については支援対象機関の要望や業務効率化等の条件を踏まえて調整可 ・ 支援対象機関よりプログラムの実施結果を報告 ・ 支援対象機関以外の金融機関を有識者としてお招きし、取組状況等、本プログラムに関連する内容を講演いただく想定 ・ 事前に、環境省 HP で成果報告会の実施をアナウンスし、参加者を広く募集する予定。(支援対象機関以外の参加者はオンライン参加を想定)

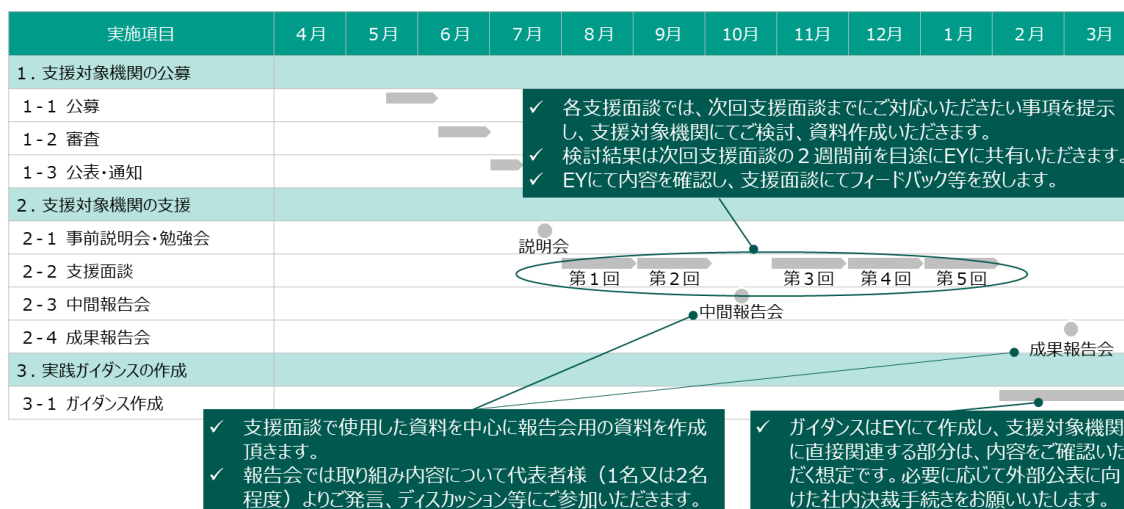
(3) 支援面談の実施内容

支援対象機関への支援面談は、以下のとおり実施を想定しております。支援対象機関の取組状況やニーズ等を踏まえ、内容や粒度を変更する可能性があります。

面談回	実施項目	実施概要
第1回	FE 分析を通じた移行計画を策定する優先セクターの決定	- 外部ガイダンスや先行事例を踏まえた現状整理・方向性の確認 - 移行計画を策定する優先セクターの決定（FE の大小や地域における基幹産業等、様々な観点から検討の上、1セクター選定）
第2回	優先セクターの移行計画の骨子の検討	- TCFD 等既存の開示状況や取組と比較し、課題や必要なアクションの抽出 - 移行計画の骨子、リスク・機会と紐づく具体的な施策の検討
第3回 第4回	優先セクター及び金融機関全体における移行計画の検討	- 具体的な施策の実現可能性を検討 - 指標・目標の検討 - 金融機関全体における移行計画の開示に向けた検討・整理
第5回	移行計画の最終化	- 脱炭素化に向けた金融機関としての課題を整理するとともに移行計画を最終化 - 移行計画を次年度以降に見直すために必要な事項の洗い出し

(4) 想定スケジュール

本プログラムは7月下旬頃に開始し、3月頃に終了することを想定しています。想定スケジュールは以下の通りです。実施項目によってもスケジュールは異なると考えられるため、具体的な日時は支援対象機関と調整の上で決定します。



3. 募集内容・応募要件について

(1) 募集内容

件 名	令和7年度脱炭素化社会実現に向けた移行計画策定支援実践プログラム(地域金融機関向け)
募集期間	令和7年5月8日(木)～令和7年6月6日(金)【17:00 必着】
募集形式	公募
事業期間	プログラム実施時期: 令和7年7月下旬頃から令和8年3月頃
対象件数	3機関(地域金融機関又はその持株会社での申込) ※持株会社での申込の場合は、移行計画の検討対象とする傘下の金融機関を1行選んでいただくことを想定しています。
費 用	参加費は無料 ただし、プログラムにかかる費用(オンライン設備の準備、通信料ならびに対面でのプログラムに参加する際の交通費・旅費等)は自己負担

(2) 応募要件

応募者は、次の①から⑧の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 銀行法・信用金庫法に規定する銀行・信用金庫等の地域金融機関又は地域金融機関を子会社とする銀行持株会社であること。
- ② 応募時点で TCFD 等のサステナビリティ情報開示基準に基づく情報開示を行っており、今後さらに開示内容の高度化を進めたいと考えていること。
- ③ EY が実施する支援の範囲は、「2.プログラムの内容について」の「(2)プログラムの構成」に示すとおりであり、支援対象機関は、支援に必要とされる情報を分析作業開始前に準備・提供いただくこと(ただし、場合によってはこれに限らずに提供を依頼する可能性があります。)

＜必要情報(例)＞

- ✓ 投融資先の GHG 排出量(Scope1,2,3)
- ✓ 投融資先の業種分類、売上高
- ✓ (任意)投融資先の業種別排出係数
- ✓ (任意)投融資先に対する非金融支援(例えば、脱炭素化に向けた投融資先へのアンケートを通じた支援やコンサルティングサービスの提供等)を実施している場合はその内容

- ④ 本プログラムの実施にあたって主たる担当者を選出し、本プログラムで必要な検討について、資料準備を含め推進できること。現時点で、支援対象機関にご対応いただきたい事例は以下を想定しています。
 - (ア) 本プログラムで検討する、銀行1行の選定(持株会社の場合のみ)及び優先セクターの選定(1セクター)
 - (イ) 優先セクター及び金融機関全体における移行計画の骨子の作成
 - (ウ) 移行計画に関連する、脱炭素に向けた取組や指標・目標の整理、検討
 - (エ) 移行計画の対外開示に向けた開示案の作成
- ⑤ 事前説明会、5回程度のオンライン又は対面での支援面談、支援対象機関合同の中間報告会及び成果報告会に参加が可能であること(なお、この他にも必要に応じて打ち合わせ等を実施する場合がある。)
- ⑥ 本プログラムによって得られた成果を成果物に取りまとめ、環境省 HP にて公表することを了承いただけること(なお、公表内容は支援対象機関と相談の上で決定する。)
- ⑦ 次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑧ その他、本公募要領に記載されている内容について承諾すること。

(3) プログラム公募説明会 (※任意参加、申込不要)

日時	令和7年5月 20 日(火) 11:00～12:00
内容	プログラムにかかる以下の内容の説明及び質疑を予定。 ・ プログラムの目的 ・ プログラムの内容(実施内容、スケジュール等) ・ 募集内容及び応募要件 ・ 選考基準
実施形式	オンライン形式(Microsoft Teams)で実施(開始 10 分前より入室可) <会議 URL> こちらからご参加ください https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_ZjJhYWM3ODQtMGM4Zi00MjYzLWlxMTUtNzNhYTJjNWJjYWZi%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%225b973f99-77df-4beb-b27d-aa0c70b8482c%22%2c%22Oid%22%3a%22b6f28391-7df8-4694-b338-61dea354a792%22%7d ミーティング番号 (アクセスコード): 263 044 394 766 3 ミーティングパスワード: QR6TV6xB
その他	・ 画面と音声オフでの参加にご協力をお願いします。 ・ 説明会への参加人数に制限はないですが、1 金融機関あたり3回線以下とします(1回線で複数人の参加は可)。 ・ Microsoft Teams の表示名は金融機関名(例:XX 銀行、XXFG)にしてください。 ・ 公募説明会への参加有無は、選考に影響しません。 ・ 説明会の様子は、下記 URL に掲載を予定しております。 <URL> https://www.env.go.jp/press/press_04865.html

4. 応募書類の提出について

(1) 応募受付期間

受付期間 令和7年5月8日(木)～令和7年6月6日(金)【17:00 必着】
--

(2) 提出書類

応募に際しては、「別添2 応募申請書_金融機関名」及び「別添3 実施体制図_金融機関名」を提出してください。また、固有の取組を実施している場合、申請書では書ききれない場合は合わせて関連資料を提出してください。

(3) 提出方法、提出先、問い合わせ先

① 提出方法

応募書類のファイルを環境省 HP より取得・作成後、ファイル名に金融機関名を追記し、「②提出先」の提出先にメールで提出してください。

※なお、ファイル形式はエクセルのままとし、PDF 等に変更しないようお願いします

例：別添2 応募申請書_金融機関名.xlsx

→別添2 応募申請書_環境銀行.xlsx

② 提出先

応募書類を電子ファイル形式でメールにて事務局に提出ください。メール件名は「移行計画策定支援実践プログラム応募書類_(応募金融機関名)」としてください。メールを受信しましたら3営業日以内に事務局より返信いたします。万が一返信がない場合はメールが届いていない可能性もありますので、事務局までお問い合わせください。

なお、郵送やファックスでの応募書類の提出は受付不可です。

また、ご提出いただいた応募申請書の記載内容について、不明点等がある場合には、本プログラムの事務局より確認の連絡をする可能性があります。予めご了承ください。

▼応募申請書等提出先

EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部

移行計画策定支援実践プログラム運営事務局 宛

(担当: 安積、江下)

提出先電子メールアドレス: moe.transition.plan.r7★jp.ey.com
--

※★は@にご変更ください

③ 問い合わせ先

応募書類の提出・手続き等に際して、質問等がある場合には「別添4 質問票」に記載し、事務局宛にメールで提出してください(質問の受付期限: 令和7年5月 30 日(金)17:00)。3営業日以内を目途に、個別にメールにて回答します。

<事務局>

EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部

移行計画策定支援実践プログラム運営事務局(担当 安積、江下)

※ご質問はメールにてお願いいたします。

E-Mail: moe.transition.plan.r7★jp.ey.com にお送りください。

※★は@にご変更ください

5. 審査・選定及び結果通知について

(1) 審査・選定

支援対象機関は、応募者の中から、審査の上選定します。審査にあたっては、書類審査と必要に応じてヒアリング審査を実施し、事務局にて最終決定します。

① 選考基準等

支援対象機関の選定にあたっては、3「(2)応募条件」を満たしている金融機関(フィナンシャルグループ等の持株会社を含みます)のうち、応募動機・取組意欲、事業実施体制、波及効果の期待度、投融資先のバランス、FE 算定・TCFD 開示の状況、顧客エンゲージメントの取組状況、脱炭素化に向けたサービス提供状況等を総合的に考慮し、2「(1)採択にあたり地域金融機関に対して期待すること」を踏まえ支援対象機関を採択いたします。なお、金融機関の所在する地域・規模等が偏らないよう、これらのバランスにも配慮します。

② 追加ヒアリング審査

必要に応じて、一部の応募者を対象に、令和7年6月 19 日(木)・20 日(金)・23 日(月)・24 日(火)の午前(10～12 時)又は午後(14～16 時)のいずれかの日程で、最大1時間のヒアリング審査を行う可能性があります(特段の事情がない限りは、基本的に上記日程でご対応をお願いいたします。)なお、6月 19 日(木)のみ、午後の実施となりますのでご注意ください。

ヒアリング審査は、オンライン会議ツールである Microsoft Teams を使用予定です。なお、審査に活用する目的で録画させていただく場合がございます。予めご了承ください。

ヒアリングには、プログラムに参加する予定のメンバーに参加いただきます。申請書の記載内容をもとに、事務局からプログラムへ参加する場合の体制(他部署や経営層含む)、開示の高度化や移行計画に対する考え方等について質問し、回答いただく予定です。

(2) 結果通知

審査・選定結果(採択又は不採択、及び採択された地域金融機関については参加方法の案内)は、審査・選定の終了後、令和7年7月上旬を目途に、事務局よりすべての応募者に速やかに通知します。また、選定した地域金融機関については、応募機関名等を環境省 HP にて公表します。

(3) その他免責事項等

- ① 本プログラムは EY が実施します。
- ② 本プログラムにおいて作成した資料の著作権は環境省及び EY に帰属し、支援対象機関は非独占的使用権を許諾されるものとします(複製、改変に関しては自己利用のみ可能)。
- ③ 本プログラムにおいて、環境省並びに EY に提供された機関情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及び EY の使用に同意したものとみなします。
- ④ 応募書類の取扱いは厳重に行い、本プログラムでの活用に限定します。なお、機密保持の観点から応募者の了解なしには応募書類の内容等は一切公表しません。また、本プログラムの応募申請書に記載いただく個人情報は、以下の目的に限定して利用します。
 - ✓ 事務局が支援対象機関を選定するにあたり、応募された金融機関のプログラム参加体制を把握するため
 - ✓ 事務局が応募者に審査・選定結果を通知する際の連絡先を把握するため
- ⑤ 応募申請書に記載いただく個人情報は、EY が定める「個人情報保護基本方針」に則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理します。
- ⑥ 本プログラムに著しい支障を与えると判断される場合においては、支援を中止する場合があります。

6. 事業実施について

(1) 参加者名簿

採択された地域金融機関は、決定の通知を受領後、プログラム開始までに参加者名簿をご提出ください(令和7年7月中旬～下旬を予定)。

(2) 情報公開

プログラム内でのディスカッションや各種資料、議事録等は、機密事項が含まれる可能性があることから、非公開とします。ただし、中間報告会については、プログラム参加者以外の本プログラムの関係者が、成果報告会では、広く一般に募集した参加者が参加する予定です。なお、R6年度の成果報告会の概要、参加金融機関の資料は以下を参照ください。

▼R6年度成果報告会の概要

https://www.env.go.jp/press/press_04301.html

▼参加金融機関資料

<https://www.env.go.jp/content/000296908.pdf>

また、地域社会全体の脱炭素化の促進を目的に、広く地域金融機関に役立ててもらうため、本年度事業の取りまとめ資料については、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し、公開します。なお、R6年度のガイダンス資料は以下を参照ください。

▼地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント実践ガイダンスの公表

https://www.env.go.jp/press/press_04689.html

なお、過去のプログラムに参加した地域金融機関からのコメントは以下の通りです。

- 銀行の既存の取組を、移行計画の策定を検討する中で体系的にまとめることができた
- 移行計画の知見が不足していたところ、国際的な動向等を踏まえたアドバイスを受けることができた
- 顧客への脱炭素化支援の必要性に関する議論が社内により向上し、経営層を巻き込んで取り組むきっかけとなった
- 移行計画の策定・開示することのみならず、計画を行動に移す意識を持つきっかけとなった

7. 問い合わせ先

応募書類の提出・手続き等に際して、質問等がある場合には「別添4 質問票」に記載し、事務局宛にメールで提出してください(質問の受付期限: 令和7年5月30日(金)17:00)。3営業日以内を目途に、個別にメールにて回答します。

<事務局>

EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部

移行計画策定支援実践プログラム運営事務局(担当 安積、江下)

※ご質問はメールにてお願いいたします。

E-Mail: moe.transition.plan.r7★jp.ey.com にお送りください。

※★は@にご変更ください

以 上